

福岡県棚田地域振興計画

第一 棚田地域の振興の目標

福岡県の棚田地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、棚田が荒廃の危機に直面している。一方で、県内の棚田では、棚田オーナー制度や交流イベントの開催等によって棚田の保全を図る取組や、棚田の良好な景観を利用した観光の促進や、棚田に関連する文化財の保存・活用により、地域の振興を図っているところもあるなど、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

福岡県は、棚田地域において、農業生産への支援にとどまらず、地域振興のための多様な活動への支援を行い、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、この計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 施策の展開方向

福岡県農林水産振興基本計画に基づき、中山間地域における棚田の資源を活用した施策を展開する。

- ① 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策
 - 都市住民等による農作業や地域活動の取組を強化
- ② 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策
 - 企業や都市住民等と地域住民の交流を促進
- ③ 農業生活活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策
 - 中山間をはじめとする農山漁村において、魅力ある特産物づくりを促進
- ④ 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策
 - 荒廃農地の再生を支援し、営農の再開を促進
- ⑤ 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策
 - 観光等の他産業と連携し、国内外からの農山漁村への訪問機会を拡大
- ⑥ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策
 - 地域ぐるみの鳥獣被害対策や獣肉の利活用を促進
- ⑦ 文化的景観等の文化財の保存・活用に資する施策
 - 文化的景観等の文化財を保存・活用するための取組を促進

2 福岡県独自の支援施策

(1) 中山間ふるさと水と土保全対策事業

中山間ふるさと水と土保全基金（中山間ふるさと・水と土保全事業及び棚田地域水と土保全推進事業）の活用によって棚田等の保全及び棚田地域の振興を行うものとする。

(2) 棚田カード

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田の持つ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、関係市町村との連携のもと、棚田を紹介するカードの作成・配布を行うものとする。

(3) 中山間応援サポーター制度

中山間地域では、高齢化の進展等により、草刈り、水路清掃、伝統行事の開催など、集落機能を維持するための活動の継続が困難な状況となっている。そこで、都市部住民などの外部からの労力を活用したサポート体制の構築を目指し、中山間応援サポーター（以下「サポーター」という。）の登録推進を行い、地域集落等からの草刈りなどの作業、景観形成活動、祭りの運営補助などの支援活動要請を受け、サポーター派遣による活動支援を行うものとする。

(4) その他の取組

棚田地域を含む中山間地域の農業振興を図るため、地域を支える人材づくりや地域の特性を活かした産業づくりに向けた取組への支援を行うものとする。

3 福岡県における推進体制

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、教育、環境等の部局の職員から構成される福岡県棚田地域振興連絡会議を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、県内棚田地域への周知を行い、棚田地域振興の横展開を図ることとする。

また、ホームページ「水土里の四季」や棚田カードの活用等により、都市住民等への棚田地域に関する情報提供を図ることとする。

第三 指定棚田地域の指定申請に関する基本的事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的な考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、当該棚田地域を有する関係市町村の意見を聴くこととする。

ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること。

① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと。

人口の減少、高齢化の進展等社会・経済情勢の変化により、棚田等が荒廃の危機に直面していると認められること。

② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること。

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能に優れた棚田等があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること。

イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと。

2 選定の手続き

ア 市町村及び農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人、その他の棚田地域振興活動に参加する者（以下「活動参加者」という。）の提案に基づき、福岡県は、指定棚田地域の指定申請を国に申請する。活動参加者の指定提案における手順は次のとおりとする。

①市町村において、保全しようとする「棚田等」を確定する。

②その際、「棚田等」の中の「棚田」について、上記の「勾配が20分の1以上の土地にある一団の棚田の面積が1ヘクタール以上であるものであること」の要件を満たしているか確認する。

③当該「棚田等」が存する旧市町村（昭和25年2月1日における市町村）を確定する。

④当該旧市町村について、指定棚田地域として福岡県へ提案する。

イ 活動参加者は、福岡県に対し、棚田地域の指定申請又は変更等を提案する場合、その実効性を高めるため、県への指定提案書に棚田地域振興法施行規則第一条の規定に掲げる図書を添えて提案するものとする。

ウ 活動参加者の提案に基づき、福岡県は関係市町村と協議を行う。

エ 指定棚田地域の指定申請又は変更等について、その実効性が認められない場合又は低いと認められる場合は、国に申請しないことがある。